次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則） **第十三条**　［略］ ２　前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人（以下この条において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十六条第三項に規定する措置を講じたもの（以下この条において「申出書情報」という。）を送信しなければならない。 ［３～９　略］	（電子情報処理組織による登記の申請と同時にする申出の特則） **第十三条**　［同上］ ２　前項の規定により第二条の申出をするには、申出会社の代表者又は代理人（以下この条において「申出人等」という。）は、法務大臣の定めるところに従い、第三条の規定により申出書の内容とすべき事項に係る情報に商業登記規則第三十三条の四に定める措置を講じたもの（以下この条において「申出書情報」という。）を送信しなければならない。 ［３～９　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○法務省・厚生労働省告示第一号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十九条第二項第三号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域を次のように定める。

令和七年九月三十日

法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める区域

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第十九条第二項第三号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める区域は、埼玉県（秩父市、比企郡ときがわ町、秩父郡皆野町、長瀞町、小鹿野町及び東秩父村並びに児玉郡神川町を除く。）、千葉県（旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町及び安房郡鋸南町を除く。）、東京都（西多摩郡檜原村及び奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町並びに青ヶ島村を除く。）、神奈川県（足柄下郡真鶴町を除く。）、愛知県（新城市並びに北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村を除く。）、京都府（福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、相楽郡笠置町、和束町及び南山城村、船井郡京丹波町並びに与謝郡伊根町及び与謝野町を除く。）、大阪府（豊能郡豊能町及び能勢町、泉南郡岬町並びに南河内郡千早赤阪村を除く。）及び兵庫県（洲本市、豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可郡多可町、神崎郡市川町及び神河町、佐用郡佐用町並びに美方郡香美町及び新温泉町を除く。）以外の区域とする。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

○財務省告示第二百五十七号

国家公務員共済組合法施行規則第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法（令和六年財務省告示第二百九十四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

財務大臣　加藤　勝信

国家公務員共済組合法施行規則第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第九十九条第二項第四号に規定する財務大臣が定める方法は、当分の間、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による